自治体病院等の再編統合に向けた医療計画制度の特例について

平成17年1月7日付け 医政指発第0107001号 厚生労働省医政局指導課長通知 (抜粋)

○自治体病院をはじめとした公的な医療機関の医療機能の高度化・医療機能分化の推進等のため近隣地域の自治体病院等 の再編統合を行う場合における医療計画制度の特例措置を講ずるもの。

(特例措置の具体的な内容)

〇 病床過剰地域において複数の自治体病院をはじめとした公的な医療機関(医療法(昭和 23 年法律第 205 号)第 7 条の 2 第 1 項各号に掲げる者が開設する病院をいう。以下「自治体病院等」という。)の再編統合を行う場合に、再編後の病床数の合計数が再編前の複数の自治体病院等の病床数の合計数に比べて減っているときは、医療法施行規則(昭和 23 年厚生省令第 50 号)第 30 条の 32 (特定の病床等に係る特例)第 2 号に規定する「その他前号に準ずる事情として厚生労働大臣が認める事情があること」に該当するものとして、医療法第 30 条の 3 第 2 項第 3 号に定める基準病床数とみなす特例措置を設ける。これにより、二次医療圏内だけでなくその範囲を越える再編や県立病院と市立病院の統合など開設主体の異なる再編への適用が可能となる。

